

市政だより

# おおむら

## 監査公表 特別号

### 大村市監査公表 第1号

地方自治法第199条第3項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第8項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

昭和59年5月1日  
大村市監査委員 谷本守光  
同 井芹久信

監査の対象 昭和58年度（4月1日～12月31日）

の企画部（企画課、広報公聴課、電子計算課）並びに総務部（市民会館、各出張所）における財務に関する事務の執行。

監査の期間 昭和59年2月14日から3月28日まで

監査の方法 監査にあたっては、財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、かつ適正に執行されているかを主眼とし、あらかじめ監査資料の提出を求めるとともに関係職員から事情を聴取し、関係諸帳票（簿）類の審査及び現況調査により実施した。

監査の結果 監査の結果については次のとおりである。なお、指摘事項については十

分検討され、すみやかに是正されんことを要望する。

### 企画課

区分	事務吏員	事務員	技術吏員	計
課長	1人	0人	0人	1人
参事	2	0	1	3
参事補	1	0	0	1
職員	2	1	2	5
計	6	1	3	10

（注）他に非常勤嘱託 4名

1、職員配置状況  
当課の昭和58年12月31日現在における職員の配置状況は上表のとおりである。

#### 2、業務内容及び事務分掌

前年度策定された新総合計画基本構想に基づき、計画立案された諸施策の総合的調整を図るとともに、国道444号線の早期開通への促進、水資源確保のための菅瀬ダム再開発の地元調整並びに新水源の調査、簡易水道事業の上部大村地区の供用開始と施設整備及び三浦、鈴田地区簡易水道の統合事業の着手、土地利用計画における用途地域の見直し調査、住宅統計調査等の指定統計調査が実施されている。

当年度の業務内容は概ね以上のとおりであるが、その業務は直接目に見えないものが多く、又水資源開発等の難問を抱えており労苦を多とするが、長崎空港をはじめ九州横断自動車道等により県央交通拠点都市として今後大きく変革し発展するであろう当市将来の礎となるものであり、なお一層関係機関、関係各課との連絡を密にし「明日に羽ばたく大村市」のため、精励されんことを望む。

当課の事務分掌は次のとおりである。（事務分掌規則による）

- 重要な施策の総合的な企画立案並びに調整に関すること。
  - 市の総合的、基本的な施策の調査研究に関すること。
  - 土地対策に関すること。
  - 広域行政の調査研究及び推進に関すること。
  - 指定統計、委託統計その他の統計に関すること。
  - 大村市土地開発公社及び大村市開発公社との連絡調整に関すること。
- 現在当課で所管している簡易水道事務は事務分掌規則にはなく、水道部分課規程により水道部工務課所管とされているので検討の上是正されたい。
- #### 3、予算執行状況
- 予算執行状況を関係書類により検査した結果、おおむね適正に処理されていたが、次の点については是正されたい。
- 支出伝票の編さん洩れ。
  - 工事用支出伝票の工期と契約書の工期とが相違したものの。
  - 支出負担行為の決裁区分の誤り。
- #### 4、物品管理について
- 備品台帳の整理については使用責任者の交替による記帳整理がなされていないことと、不明物品については合規の手続の上

調査期日	調査名	主管省庁	調査員数	調査の選定方法
5月1日現在	学校基本調査	文部省	0	全数調査
7月1日現在	事業所名簿調査	総理府	5	昭和58年7月1日からおおむね過去1年間に新設廃業のあった事業所
10月1日現在	住宅統計調査	総理府	63	国勢調査の調査区のうち抽出された調査区内の一部及び全部を調査
11月1日現在	第7次漁業センサス	農林水産省	14	悉皆調査
12月31日現在	工業統計調査	通産省	10	日本標準産業分類による大分類F-製造業に属する事業所
12月31日現在	石油等消費構造統計調査	通産省	工業統計調査員兼務	同上の内従業員数30人以上の事業所

5、指定統計について  
 整理をなし現況把握と台帳整理に遺漏のなきようされた。  
 今年度実施された指定統計は

6、簡易水道事業について

上表のとおりである。

(1) 概要

本事業は特別会計により三浦地区(給水戸数376戸、給水人口1689人)、鈴田地区(給水戸数237戸、給水人口1032人)並びに上部大村地区(給水戸数351戸、給水人口1376人)への給水業務を行っており、本年度は三浦、鈴田地区の将来の安定供給を図るためこれを統合し南部大村地区簡易水道として給水業務を行うべく施設の整備が実施された。  
 (2) 予算執行状況  
 予算の執行状況を関係書類により検査した結果、その処理は適正であり計数も誤りなく正確であると認めた。

予算執行状況

歳入

(単位：千円)

項目	区分	(A) 予算現額	(B) 調定額	(C) 収入済額	予算額との比較(A)-(C)	執行率	
						予算対比	調定対比
簡易水道費負担金		153,736	71,392	71,392	△ 82,344	46.4%	100.0%
簡易水道使用料		30,721	13,830	13,829	△ 16,892	45.0	99.9
簡易水道手数料		117	197	187	70	159.8	94.9
簡易水道事業費国庫補助金		12,162	0	0	△ 12,162	—	—
他会計繰入金		74,992	0	0	△ 74,992	—	—
繰越金		1	0	0	△ 1	—	—
雑入		2,520	2,437	2,269	△ 251	90.0	93.1
簡易水道債		32,700	0	0	△ 32,700	—	—
計		306,949	87,856	87,677	△ 219,272	28.6	99.8

歳出

(単位：千円)

項目	区分	(A) 予算現額	(B) 支出済額	(A)-(B) 予算残額	執行率
簡易水道建設事業費	223,293	70,721	152,572	31.7	
元金	1	0	1	—	
利子	42,941	19,015	23,926	44.3	
予備費	200	0	200	—	
計	306,949	115,405	191,544	37.6	



(4月から12月まで)

契約件名	契約方法	契約額	工期	備考
南部大村地区簡易水道等施設整備工事(第一工区)	指名競争	千円 53,500	S. 58. 8. 20 S. 59. 2. 10	
同上(第二工区)	"	81,000	S. 58. 8. 25 S. 59. 2. 10	
同上(電気工事)	"	54,421	S. 58. 11. 14 S. 59. 3. 10	変更契約
岳の木場公園水圧対策(減圧弁設置)工事	"	2,597	S. 58. 7. 15 S. 58. 8. 10	"
庁舎テレメータ装置増量及び中央監視盤改造工事	随契	4,000	S. 58. 8. 1 S. 58. 9. 10	
雄ヶ原水源電気計装配線工事	"	150	S. 58. 8. 1 S. 58. 8. 20	
向木場下配水池取りこわし工事	"	370	S. 58. 11. 17 S. 58. 11. 30	
中山谷線配水管布設工事	指名競争	2,900	S. 58. 12. 1 S. 59. 1. 20	
南部大村地区簡易水道葛川内線舗装工事	随契	540	S. 58. 12. 21 S. 59. 1. 11	

## (3) 工事請負契約の状況

本年度は主に南部大村地区(三浦、鈴田地区を統合)の施設整備が施工されたが、これらの契約状況を関係書類により検査したが、その事務処理は適正であった。なお、工事契約状況は上表のとおりである。

## (4) 管理業務等の委託状況

簡易水道の管理業務等については各地区の簡易水道組合との委託契約により次に掲げる業務を執行させている。

イ、給水装置の新設、改造、撤去、申込みの受け及び承認

ロ、給水装置の新設、改造、撤去の設計及び工事の申込みの受け及び承認

ハ、水道使用の申込みの受け

ニ、水道使用中止、変更等各種届け出の受理

ホ、取水導水、浄水、送水、及び配水のための施設の維持管理

ヘ、電気検針、ポンプ運転状況確認、毎日の残留塩素の測定

ト、水道メーターの計量及び使用水量不明の場合の使用水量の認定並びに水道料金の認定

チ、前項により認定した水道

料金に関する納入通知書及び領収証の作成並びに発行(委託料)

イ、日常管理料

三浦地区 月額 3 4 2 5 0 円

鈴田地区 月額 3 3 3 7 5 円

上部大村地区 月額 3 3 3 7 5 円

ロ、使用水量検針料

1戸当り 月額 4 5 円

ハ、水道使用料納付書配付及び水道使用料金徴収料

1戸当り 月額 6 5 円

委託料については右記のとおりとなっており、これの支払は契約上当該月の水道料金の納入後請求を受け、同時に使用水量報告書及び水道管理状況報告書の提出に基づき支払うこととなっており、いずれも適正に支出されていた。

委託料(イ)、(ロ)、(ハ)の支出状況は次表のとおりである。

但し、上部大村地区は(イ)については8月より実施。

## (5) 補助金交付状況

三浦、鈴田、上部大村の各地区が簡易水道事業の市営編入前にそれぞれ金融機関の融資により施設整備を実施したが、本事業が市営事業として設置されたことにより、融資金の返済元利金に対し、債務負担行為を設定し補助金を交

(4月から12月まで)

月	地区	三 浦	鈴 田	上部大村	計
4		73,080円	59,115円	36,300円	168,495円
5		73,190	59,115	38,390	170,695
6		73,190	59,115	38,390	170,695
7		73,300	59,225	38,610	171,135
8		74,510	59,225	72,205	205,940
9		75,280	59,225	72,865	207,370
10		75,610	59,445	72,645	207,700
11		75,720	59,445	72,755	207,920
12		75,610	59,335	72,975	207,920
計		669,490	533,245	515,135	1,717,870

付している。  
交付手続は元利償還日前に  
その都合規の処理がなされ  
ているが、年間の償還額は確  
定しており、かつ又債務負担

行為による義務費でもあるの  
で1件毎の処理ではなく、年  
度当初において各地区単位に  
より処理可能であるので検討  
されたい。

簡易水道事業費地元元利償還金補助金交付状況

地区名	区分	元 金	利 子	計
三 浦		788,000円	1,089,290円	1,877,290円
		3,352,000	1,560,408	4,912,408
鈴 田		0	34,594	34,594
		1,036,000	69,188	1,105,188
上 部 大 村		1,500,000	360,355	1,860,355
		3,000,000	697,024	3,697,024
計		2,288,000	1,484,239	3,772,239
		7,388,000	2,326,620	9,714,620

(注) 上段は4月～12月の実績  
下段は年間交付額

1、職員の配置状況

広報公聴課

2、事務分掌及び業務状況

当課の昭和58年12月31日現  
在における職員の配置状況は  
次のとおりである。  
(右下表参考)

区 分	事務吏員	事 務 員	計
課 長	1 人	0 人	1 人
職 員	3	0	3
計	4	0	4

広報関係では市政  
だよりを20回(うち、財政  
事情説明書2回)を発行し、  
市内全世帯及び関係各官公  
署等へ配布している。  
長崎新聞へは市政コーナ  
ーを18回掲載した。  
公聴関係では市政モニタ  
ー30名による市政に対する  
意見要望、批判等を聴し、  
各関係部課と協議調整の上  
市政に反映させている。

当課の事務分掌  
は次のとおりであ  
る。  
(1) 市政の普及及  
び啓発宣伝に関  
すること。  
(2) 広報事務の企  
画及び資料収集  
にすること。  
(3) 市政だより、  
市政要覧その他  
刊行物の編集発  
行にすること。  
(4) 市民の世論及  
び公聴に関する  
こと。  
(5) 市民の陳情、  
要望その他相談  
にすること。  
(6) 人権擁護委員  
にすること。  
(7) 庁内の案内に  
関すること。



(4月から12月まで)

区分	種別	陳情	要望	苦情	質問	簡易相談	計	構成比
行政関係		59件	4件	1件	0件	23件	87件	15.8%
一般関係		0	0	0	301	163	464	84.2
計		59	4	1	301	186	551	100.0

更に広く市民の声を直接に聴取し、建設的意見を市政に反映させるため当年

度も市政懇談会が8月中に市内8地区(1地区1日間)で実施された。(出席者数255名、要望・質問件数339件)

市民相談関係では市民の陳情、要望その他相談等に関する事項を受け付け、関係部課と連絡調整して処理に当たっている。なお又市民生活の中で生ずる個人的な悩みごとについても相談に応ずるなど市民生活向上に努めている。相談件数は上表のとおりである。

### 3、予算執行状況

予算執行状況を関係書類により検査した結果、その処理は適正であり計数も誤りなく正確なものと認めた。

### 4、物品管理について

物品管理状況については備品台帳は正確に記帳されており、管理も良好と認めた。

## 電子計算課

### 1、職員の配置状況

当課の昭和58年12月31日現在における職員の配置状況は右下表のとおりである。

### 2、事務分掌及び業務状況

当課の事務分掌は次のとおりである。

区分	事務吏員	事務員	技術吏員	計
課長	1人	0人	0人	1人
主任	1	0	0	1
職員	5	4	1	10
計	7	4	1	12

りである。

(1) 電子計算課の運営及び管理に関すること。

(2) 電子計算組織活用についての企画及び開発に関すること。

(3) 電子計算適用業務にかかるとの企画及び開発に関すること。

(4) 電子計算適用業務のシステムの設計に関すること。

(5) 電子計算適用業務のプログラミングに関すること。  
(6) 電子計算適用業務のデータ

(7) 夕穿孔に関すること。  
夕保護に関すること。

当年度における電算処理状況は既に開発適用している業務(住民記録、税関係、国民年金検認、給与計算、住宅使用料計算、児童手当計算、福祉関係、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の光学文字読取方式による収納消込及び下水道事業の受益者負担金計算)のほか、当年度新規開発した起債業務及び水洗便所改造資金償還業務を処理している。

更に各業務マスターの活用による行政事務資料の提供を行い行政事務執行の援助に努めている。

今後計画されている開発業務は住宅使用料、国民年金保険料及び保育料の収納消込みと現行のカナ文字処理の漢字処理システム化が研究検討されているところであるが、これら大量定型業務から更に財務会計等の管理的業務へと拡大され、種々の行政に係る情報を統一的に管理し、複雑、多様化する行財政事務処理の近代化を図るとともに、今後の行政企画に役立てるための総合行政情報システムの確立に努力されるよう要望する。

### 3、予算執行状況

予算執行状況を関係書類により検査した結果、その処理は適正であり計数も誤りなく正確なものと認めた。

### 4、物品管理について

物品管理状況については備品台帳は正確に記帳されており、管理も良好と認めた。

# 市民会館

## 1、職員配置状況

市民会館の昭和58年12月31日現在における職員の配置状況は次のとおりである。

区 分	事務吏員	技術吏員	技 術 員	計
館 長	1 人	0 人	0 人	1 人
主 任	1	0	0	1
職 員	1	2	1	4
計	3	2	1	6

## 2、業務状況

当会館は市民文化活動の拠点として地域文化の振興と向上を図るため設置されており、種々の講演会、音楽会、演劇会等の開催により多くの市民に利用されている。

当館の利用状況は次表のとおりであるが、使用許可と使用料減免状況及び使用変更、取消しの手続並びに使用料の徴収状況を検査した結果、いずれも適正に処理されていた。収納された使用料は最寄りの指定（代理）金融機関及び収納代理金融機関に即日預金されており金融機関の締切後収納した分の保管状況も安全かつ適正に行なわれていた。

## 3、予算の執行状況

予算執行状況を関係書類により検査した結果、その処理は適正であり計数も誤りなく正確なものと認めた。

## 4、物品管理について

物品管理状況については備品台帳は正確に記帳されており、管理も良好と認めた。

## 5、施設管理について

当会館は41年度に建設され42年度より供用となり以来17年を経過したが、全体的に老朽化と構造上の陳腐化は否めないものがあり、この間全面改修とはいかぬまでも部分改

- (補) 修により対応してきている状況である。現在なお必要とされる改修は次のとおりであるので善処されるよう要望する。
- (1) 舞台の効率的使用のため舞台両側に収納してある音響反響板の昇降化
- (2) 舞台への階段入口の改修
- (3) ホール客席椅子の取替え
- (4) 冷暖房空調設備改修
- (5) 防火シャッターの設置

## 利用件数及び使用料の状況

(4月から12月まで)

区別	ホ ー ル		大会議室		小会議室		ロ ビ ー		楽 屋		展 示 室		計	
	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料
4	12	円 470,160	20	円 55,850	28	円 27,800	6	円 63,360	2	円 1,650	10	円 51,090	78	円 669,910
5	(2) 14	1,080,160	19	51,070	28	14,995	1	945	0	0	9	45,060	(2) 71	1,192,230
6	8	237,550	22	91,075	29	35,425	7	80,480	1	1,200	14	138,400	81	584,130
7	8	564,580	21	108,350	33	44,900	0	0	0	0	5	63,600	67	781,430
8	4	159,950	14	59,325	(1) 23	33,950	11	98,640	(1) 2	450	0	0	(2) 54	352,315
9	(2) 4	362,220	16	60,175	24	42,875	0	0	0	0	11	135,030	(2) 55	600,300
10	14	678,120	27	73,850	32	30,000	0	0	0	0	23	149,830	96	931,800
11	(4) 12	716,380	27	78,425	(4) 28	35,400	0	0	0	0	(4) 15	117,675	(12) 82	947,880
12	10	543,700	16	77,075	23	28,050	7	72,800	1	1,650	2	5,850	59	729,125
計	(8) 86	4,812,820	182	655,195	(5) 248	293,395	32	316,225	(1) 6	4,950	(4) 89	706,535	(18) 643	6,789,120
月平均	(0.8) 9.5	534,757	20.2	72,799	(0.5) 27.5	32,599	3.5	35,136	(0.1) 0.6	550	(0.4) 9.8	78,503	(2) 71.4	754,346

( ) 内は無料による使用件数



## 入 場 者 数 の 状 況

(4月から12月まで)

区分 月別	ホ ー ル		大会議室		小会議室		ロ ビ ー		楽 屋		展 示 室		計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
4	12	人 4,395	20	人 1,640	28	人 427	6	人 500	2	人 40	10	人 80	78	人 7,082
5	16	11,900	19	850	28	444	1	600	0	0	9	300	73	14,094
6	8	4,850	22	1,275	29	435	7	2,500	1	30	14	970	81	10,060
7	8	4,100	21	1,570	33	620	1	300	0	0	5	160	68	6,750
8	4	2,450	14	800	24	641	11	2,453	3	10	0	0	56	6,354
9	6	2,550	16	935	24	369	0	0	0	0	11	510	57	4,364
10	14	9,800	27	1,745	32	430	0	0	0	0	23	1,730	96	13,705
11	16	11,855	27	2,005	32	251	0	0	0	0	19	1,720	94	15,831
12	10	7,100	16	840	23	330	7	2,300	1	8	2	0	59	10,578
計	94	59,000	182	11,660	253	3,947	33	8,653	7	88	93	5,470	662	88,818
月平均	10	6,556	20	1,296	28	439	4	961	1	10	10	608	74	9,869

### 出 張 所

1、職員配置状況  
各出張所の昭和58年12月31日現在における職員の配置状況は次のとおりである。

区分	三 浦	鈴 田	西大村	竹 松	萱 瀬	福 重	松 原	計
所 長	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 7
事務吏員	1	1	3	2	1	1	1	10
計	2	2	4	3	2	2	2	17

### 2、事務分掌

出張所は地方自治法第155条により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置されており、その位置、名称及び所管区域は条例でこれを定めている。本市事務分掌規

## 出 張 所 事 務 取 扱 状 況

(4月から12月まで)

出張所別 種 別	三 浦	鈴 田	西大村	竹 松	萱 瀬	福 重	松 原
戸籍関係諸届件数	58	19	22	65	14	31	25
住民登録関係諸届 "	105	52	392	553	119	147	518
妊産婦届取次 "	5	3	68	29	2	7	6
国保被保険者 異動届取次 "	1	6	27	26	12	7	16
印鑑証明 "	190	81	67	171	99	204	201
国民年金関係諸届 "	4	6	42	44	10	9	15
市民交通傷害 保険取扱 "	20	912	447	234	63	48	94

則によると出張所は総務部総務課に所属するとしているが事務分掌の内容については別段何らの定めがない。

現実には行政の必要上設置された機関でありその所管事務は所管地域住民との行政上の連絡調整や住民登録関係の

諸届の受理のみならず市税等の収納事務等を取扱っており、その事務分掌を明示して行うのが適当である。

各出張所の事務取扱状況及び収納事務状況は右表のとおりである。

## 収 納 金 取 扱 状 況

(4月から12月まで) 単位 円

出張所別 種別	三 浦	鈴 田	西 大 村	竹 松	萱 瀬	福 重	松 原
①	29,177,930	43,061,100	150,701,122	120,437,910	24,290,370	13,949,780	40,403,700
市 税	32,020	63,210	293,750	385,050	18,160	7,270	429,190
国 保	9,200	12,430	792,700	430,110	41,320	53,770	118,650
歳入歳出外現金	0	381,540	471,570	406,160	8,160	0	153,540
住宅使用料	0	24,000	9,956,157	4,702,675	13,000	76,170	1,231,040
国民年金保険料	12,662,860	13,297,880	35,343,910	36,840,690	11,785,720	4,531,130	12,310,380
諸証明手数料	41,000	14,200	25,300	62,200	17,200	34,100	53,200
交通傷害保険	9,600	28,360	213,920	109,480	30,120	22,560	42,240
保 育 料	0	4,854,900	29,507	0	0	0	4,837,000
諸 取 入	292,198	176,854	2,378,273	982,030	440,943	571,664	1,505,718
上水道使用料	0	4,109,150	3,633,680	7,542,600	10,440	812,520	3,920,880
下水道使用料	0	0	1,718,910	48,330	0	61,680	35,460
そ の 他	2,970	0	130,834	11,900	0	0	0
計	42,227,778	66,023,624	205,689,633	171,959,135	36,655,433	20,120,644	65,040,998

(注) ①は電算消込み用の納付書により収納した国保税、固定資産税、軽自動車税、市県民税である。

各出張所において収納した市税等の収入金は各々の最寄りの指定(代理)金融機関及び収納代理金融機関に即日預金されており、その処理は適正に行なわれている。なお金融機関の締切後収納する分は通常ごく少額であり、その保管も安全かつ適正に行なわれていた。

**3、物品管理について**  
備品台帳の整理については使用責任者の交替による記帳整理がなされていないこととし、備品台帳の現在数と毎年度末に収入役に報告する物品現在高報告書の現在数に不一致が見られたので現況把握と台帳整備に遺漏のなきようされた。(この項 三浦出張所は除く。)

**4、施設管理について**  
補修を要する箇所は次のとおりであるので早急に善処されたい。

**三浦出張所**  
建物内外壁及び二階便所タイルの落ち込み

**竹松出張所**  
二階和室及び洗場の雨漏り

**福重出張所**  
外階段及び二階テラスの手すりのサビ腐食、屋上昇降口は危険防止のため遮断してあるが不完全である。室

内壁のクロスの離剥、室内雨漏り数箇所

**松原出張所**  
室内雨漏り数箇所

鈴田、福重出張所の新築の際、プレハブの仮事務所が建設され、現在それぞれ出張所に隣接し倉庫として使用されているが、公有財産としての記録管理がなされてなく、火災保険も加入していない状況である。すみやかに是正されたい。